

第1回 雲仙市景観審議会議事録

日 時 平成 28 年 8 月 10 日 (水) 14 時 00 分～16 時 15 分
場 所 雲仙市役所別館 3 階 防災対策室

第1回 雲仙市景観審議会議事録

1. 開催日時：平成28年8月10日（水）14時00分～16時15分

2. 開催場所：雲仙市役所別館 3階 防災対策室

3. 議題

雲仙市景観審議会会长の選出について

事務局説明

雲仙市景観計画について

4. 出席委員（15名）

片岡力、宮崎武司、町田義博、児島雄洋、山下禎子、益田秀樹、野口年枝、
加藤宗俊、多田美和子、大久保正美、池田智恵子、鮫島和夫、中村靖人、
吉川隆二、中山良太

6. 議事内容

以下のとおり

※質問については事務局で回答を行っているが、意見については、事務局としての回答は行っていない。

（質問…質 意見…意 と表記）

【1. 開会】

(事務局)

定刻となりましたので、只今より第1回雲仙市景観審議会を開催いたします。

本日の審議会は、委員の委嘱後最初の審議会となりますので、雲仙市景観条例施行規則第5条第4項の規定に基づき、市長が召集する会議となります。

それでは、会議次第に沿って進めさせていただきます。

【2. 委嘱状交付】

(事務局)

金澤市長が雲仙市景観審議会委員の委嘱状交付を行います。

委員の皆様には、お名前を読み上げますので、自席でご起立いただき、委嘱状交付後、ご着席ください。

— 委嘱状交付 —

以上で委嘱状の交付を終わりります。

【3. 市長挨拶】

(事務局)

続きまして、雲仙市長 金澤 秀三郎 がご挨拶申し上げます。

— 市長挨拶 —

(事務局)

大変申し訳ございませんが、金澤市長は公務の都合により、ここで退席とさせて頂きます。

【委員紹介】

(事務局)

委員委嘱後、最初の会議でございますので、会議の前に、景観審議会委員の皆様を改めてご紹介させていただきます。

事務局でお名前を読み上げますので、自席でご起立ください。

— 委員紹介 —

それでは、会議の成立について確認します。

本日の出席者は、委員15名中15名の出席であり、会議の成立要件は、委員総数の2分の1以上の出席であります。

雲仙市景観条例施行規則第5条第5項の規定により、本審議会が成立していることを確認します。

景観審議会は雲仙市景観条例施行規則第5条第2項の規定により会長が議長となります。ですが、第1回の景観審議会でございますので、会長が選任されるまでの間につきまして、事務局で議事の進行を行うこととしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

【4. 議事】

(事務局)

それでは、「次第4 雲仙市景観審議会会長の選任について」でございます。雲仙市景観条例施行規則第5条第1項において「会長は、委員の互選によりこれを定める」と規定されていますが、互選の方法については特段の規定がありません。事務局案でございますが、互選の方法として立候補による選任としてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

それでは、会長に立候補される方は、挙手をお願いします。

(挙手なし)

立候補がないようですので、改めて事務局からの提案です。

雲仙市景観計画を平成25年度に策定しておりますが、この雲仙市景観計画等策定委員会の委員長をしていただき、雲仙市景観計画に精通されている片岡力委員にお願いしたいと考えております。

片岡委員に景観審議会会長をお願いするということでいかがでしょうか。

(承認)

つづきまして、雲仙市景観条例施行規則第5条第3項に、「会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。」との規定がございます。

職務代理者について、会長から指名をお願いします。

(会長)

事務局案がございますか。

(事務局)

中村靖人委員に職務代理者をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(了承)

(事務局)

雲仙市景観審議会会长に片岡力委員、職務代理者に中村靖人委員が決定しました。
それでは、片岡会長にご挨拶をお願いしたいと思います。

— 会長挨拶 —

(事務局)

それでは、会長に議事進行をお願いします。

【5. 事務局説明】

(会長)

それでは、会議を進めます。

「次第5 事務局説明」でございます。

雲仙市景観計画の概要について、事務局より説明をお願いします。

— 事務局説明 —

(会長)

雲仙市景観審議会、景観計画についての事務局の説明が終わりましたが、ご質問等はございませんか。

(委員) ※質

雲仙市景観計画の具体的な目的、目標年度についてお聞きしたい。

(事務局)

雲仙市景観計画は、雲仙市の景観をより良くしていくこと、景観を活用したまちづくりをめざしていくという基本的理念を示したもので、現時的では、具体的な目標年度等はありません。

今後、この審議会で検討していきたい。

(委員) ※意

雲仙市景観条例第24条に景観重要建造物の指定の規定、第31条にそれに対する助成の規定がある。雲仙市には、多くの古い建物が残っている。審議会でそのよ

うな建物の指定を検討してほしい。

(委員) ※意

雲仙市のある地点からの眺望（ビューポイント）というものがあり、それを阻害するもの、逆に引き立たせるものというものを整備する施策を考えてほしい。

(会長) ※意

雲仙市にも多くの景観が残っているが、実際に見る機会がない。まずは、審議会でそれらの景観を見るための事業を検討してほしい。

(委員) ※意

「雲仙市景観100選」のようなものを考えても良い。例えば、年に10選ずつの景観を募集・選定し、10年間で100選としても良い。

そういう施策を行うことで、守りたい景観、残したい景観というものが見えてくる。また、市民にもそういう意識が生まれてくる。

(会長) ※意

大村市では、「景観見つけ隊」という事業をしている。月1回市内を散策し、景観探しを行っている。

(委員) ※質

雲仙市景観条例第6条に「市長の諮問に応じ…調査し、又は審議する…」と規定されているが、平成26年4月の景観条例施行後、市長から諮問はあったのか。

また、先ほどから委員の意見が出されているが、その意見について審議会から提言といったものができるのか。

(事務局)

市長の諮問については、これまでに諮問はあっていない。また、委員からの意見については、審議会において意見、提言といったものがあれば、市（事務局）で検討し、そのことについて、市長から審議会に諮問する形を考えたい。

(委員) ※意

小浜では地域の観光スポットを案内するためのボランティアガイドを行っている。そのような事業も検討してほしい。

(委員) ※質

届出案件が出てきた時は、景観審議会への意見聴取があるのか。

(事務局)

条例第19条に規定しているとおり、届出に対して指導等を行う場合は、景観審議会の意見を聞くことができるとなっており、必要に応じて意見聴取を行う。

(会長) ※意

景観に対する市民の理解を得るために、シンポジウム、講演会といったイベントを実施してほしい。

(委員) ※意

先ほど、会長の意見で「景観見つけ隊」という話が出たが、雲仙市でも同じような事業をしてほしい。

(委員) ※意

景観の保全は大切だと思うが、地域住民の高齢化により、維持管理が難しくなつてきてている。景観保全に対する助成等を検討してほしい。

(委員) ※質

「雲仙市ならではの風景」という表現が出てくるが、どういったものを指すのか。

(事務局)

ある眺望点から見る風景や雲仙市の特徴が色濃く出ている景観のことをこの計画では「雲仙市ならではの風景」と表現している。

(委員) ※意

特徴的な景観をいくつか紹介されたが、雲仙市には、その他にもたくさん隠れた景観があると思う。それらを発掘するような事業を検討してほしい。

(会長)

他に何かございませんでしょうか。なければ、その他に移りたいと思います。事務局お願いします。

【6. その他】

(事務局)

議事録及び議事録署名人について、お諮りしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(了承)

それでは、担当より説明いたします。

議事録の作成及び議事録署名人について説明いたします。

雲仙市景観条例及び施行規則に議事録についての規定はありませんが、情報公開の一環として、各委員の氏名は記載しませんが、発言要旨を記載した議事録を作成し、ホームページで公開する予定しておりますので、議事録の正確性を期するため、議事録署名人をお願いするものです。

事務処理手順としましては、事務局において議事録を作成後、全委員へ議事録（案）として送付させていただき、議事録（案）について各委員による内容確認後に、会長、議事録署名人1名に署名いただくことを考えております。

また、議事録署名人につきましては、原則、委員名簿の順番による会長の指名とし、会議の開催通知に合わせてお知らせするように考えております。

なお、今回の議事録につきましては、会長の署名のみでお願いしたいと思います。

以上、議事録署名人についての説明を終わります。

(会長)

それでは、会議については、議事録を作成すること。

また、議事録については、議事録署名人として会長及び会議に出席した委員1名が署名することとし、議事録署名人については、会長が指名することとしてよろしいでしょうか。

(了承)

(会長)

他に、委員の皆様から何かございますか。

無いようでございますので、これをもちまして会議を終了いたします。

【7. 閉会】

(事務局)

議事につきましては、以上で終了いたします。会長、ありがとうございました。
次第7 閉会でございますが、松本建設部長がご挨拶申し上げます。

— 部長挨拶 —

(事務局)

これで、会議の日程を終了いたします。

以上